

胚移植を予定されている患者様へ重要なお知らせ

当院では、2017年3月1日以降、胚移植を実施される患者様に対し、胚移植の都度『胚移植申込書』をご提出いただくこととなります。

胚移植が決定しましたら、事前に当院より『胚移植申込書』をお渡し致しますので、ご夫婦連署（自署）のうえ、胚移植当日、当院宛ご提出いただきますようお願い致します。

胚移植当日に『胚移植申込書』をご提出いただけない場合は、当日の胚移植を中止させていただきます場合がございます。

胚移植が中止となった場合でも、当院では治療周期に対する治療費の返還は致しておらず、一切の責任は負いかねますので、必ずご準備いただきますようお願い致します。

2017年2月1日

Shinjuku ART Clinic

胚移植当日にご夫婦連署（自署）の『胚移植申込書』が提出困難な患者様へ

ご主人様が海外在住や遠方在住などを理由に、胚移植当日、ご夫婦連署（自署）による『胚移植申込書』の提出が困難な場合は、該当されるご夫婦に限り、ご夫婦別々で署名（自署）された『胚移植申込書』の提出でもけっこうです。

ただし、その場合は、奥様署名用『胚移植申込書』に加え、ご主人様署名用『胚移植申込書』をお渡し致しますので、必ず当院までお申し出下さい。

また、ご主人様署名用『胚移植申込書』は、奥様ご自身でファクシミリまたはPDF形式にてご主人様から受領いただき、用紙（出力）の状態にて、ご主人様署名分、奥様署名分、2枚の『胚移植申込書』を胚移植当日に当院宛ご提出いただきますようお願い致します（直接当院宛ファクシミリやメールによる提出はできません）。

なお、ご主人様署名用『胚移植申込書』は、当院ホームページからダウンロードすることも可能です。